

11/29  
第36問 令和元年11月11日、別紙1の登記がされている不動産(以下「甲土地」という。)について、司法書士法務律子は、後記【事実関係】1から7までの事実を聴取し、後記【事実関係】8のとおり説明と依頼を行った。そして、同月29日、司法書士法務律子は、後記【事実関係】9のとおり登記原因を証する情報(以下「登記原因証明情報」という。)の起案をしたほか、当該聴取に係る関係当事者全員から後記【事実関係】1から9までの事実に基づいて行うべき甲土地の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。また、同日、司法書士法務律子は、申請情報と併せて提供すべき登記識別情報を提供することができない者から、資格者代理人による本人確認情報を作成及び提供することの依頼を受けた。同日、司法書士法務律子は、以上の依頼に係る登記の申請を行った。

6/0  
令和2年6月10日、上記の登記が完了した甲土地及び別紙5の登記がされている不動産(以下「乙建物」という。)について、司法書士法務律子は、後記【事実関係】10から13までの事実を聴取したほか、同日、当該聴取に係る関係当事者全員から後記【事実関係】10から13までの事実に基づいて行うべき甲土地及び乙建物の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。また、同日、司法書士法務律子は、申請情報と併せて提供すべき登記識別情報を提供することができない者から、資格者代理人による本人確認情報を作成及び提供することの依頼を受けた。同日、司法書士法務律子は、以上の依頼に係る登記の申請を行った。

令和2年6月30日、司法書士法務律子は、Fから、後記【事実関係】14のとおり質問を受けたため、Fに対し、質問に対する回答をした。

以上に基づき、後記の問1から問6までに答えなさい。

【事実関係】

- 1 令和元年7月2日、亡Aの夫Bは、別紙2の遺言書により遺言をした。
- 2 令和元年9月1日、Bは、死亡した。Bの相続人は、長男C及び次男Dであり、他に相続人はいない。
- 3 令和元年9月20日、Dは、別紙2の遺言書が入った封筒を発見したので、同日、別紙2の遺言書が入った封筒を千葉家庭裁判所に提出して、検認の請求をした。そして、千葉家庭裁判所は、当該請求に基づく検認の期日を同年10月30日と指定し、同年9月27日、同裁判所の裁判所書記官は、C及びDに対して、当該検認の期日を通知した。

- 4 令和元年9月24日、上記1及び3の事実を知らないCは、上記2の事実に基づき、Bの遺産である甲土地について相続の登記を単独で申請し、別紙1の甲区3番のとおり登記された。
- 5 令和元年10月30日、千葉家庭裁判所において上記3の請求に係る検認の期日が開かれ、C及びDの立会いのもと、別紙2の遺言書に係る検認手続が行われた。当該手続の事件番号は千葉家庭裁判所(家)第7062号であり、当該期日に当該検認手続の全てが滞りなく終了した。その翌日、Dに対し、検認済み証明書が一体化された別紙2の遺言書が返却された。
- 6 令和元年11月1日、Dは、株式会社E銀行の窓口を訪れ、同行の担当者Fに、甲土地上に新たに自宅兼店舗を構えたい旨、相談をした。その結果、D及びFは、後日、司法書士法務律子の事務所に赴き、不動産登記に関する相談をすることで話がまとまった。
- 7 令和元年11月2日、Cは、Dに対し、上記4の事実を告げた。それを受けて、C及びDは、直ちに善後策を協議したものの、結論が出なかった。そこで、Cも上記6の相談に同行することで話がまとまった。
- 8 令和元年11月11日、司法書士法務律子は、C、D及びFから不動産登記に関する相談を受け、上記1から7までの事実関係その他これらに関連する一切の事情を聴取するとともに、別紙1、検認済み証明書が一体化された別紙2の遺言書及び別紙4の案の提示を受けた。司法書士法務律子は、直ちに関係当事者全員に対し、以下の(司法書士法務律子の説明)のとおり説明を行い、関係当事者全員からその了解を得た。さらに、C及びDは、司法書士法務律子に対し、甲土地の所有権に関する登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報を別途作成して提供したいとして、その起案を依頼した。そこで、司法書士法務律子は、関係当事者全員に対し、登記申請に必要な書類を準備するように依頼するとともに、同月29日までに必要な手続を終えるように依頼した。

(司法書士法務律子の説明)

- (1) 上記6のD及びFの相談について、まだ甲土地は更地であり、上記6の自宅兼店舗の建築はこれからということですから、まずは、株式会社E銀行においては別紙4の案に基づく登記を申請するものとして、後記(2)のとおり、その前提としてすべき登記がありますので、御協力をお願いいたします。
- (2) 上記7のC及びDの相談について、別紙2の遺言書は、民法上有効と考えられますから、C及びDがこの点を重視するのであれば、早急に別紙1の甲区3番の登記

を是正すべきです。なぜなら、例えば、Cの債権者が強制競売の申立てをし、別紙1の甲区3番のCの持分が差し押さえられてしまうと、当該債権者との関係において、Dが不利益を受けることになるからです。

(3) さらに、Bの遺産は、別紙2の遺言書記載の不動産以外にもあるということですから、(2)を踏まえて遺産の分割の協議をした方がよいでしょう。

9 令和元年11月29日、司法書士法務律子は、関係当事者全員から別紙3に係る協議の成立及び登記に必要な手続を終えたことの報告を受けたため、上記1から8までの事実に基づいて行うべき登記の申請手続に必要な全ての書類を受領した。また、同日、司法書士法務律子は、権利の移転の方法によらずに登記の申請をすることとして上記8の依頼に基づく報告書形式の登記原因証明情報を起案し、関係当事者全員は、当該登記原因証明情報に記名押印した上、司法書士法務律子に交付した。

10 令和2年5月、上記6の自宅兼店舗である乙建物が完成し、別紙5のとおり登記が完了した。

11 令和2年5月25日、Dは、千葉市若葉区若森町1040番地4に住所を移転し、乙建物の使用収益を開始した。

12 令和2年6月1日、住居表示が実施されたことにより、Dの住所が千葉市若葉区若森三丁目3番3号となった。

13 令和2年6月10日、株式会社E銀行及びDは、甲土地の別紙4の根抵当権と同一の債権を担保するため、乙建物を目的として、根抵当権者、取扱店、債務者、債権の範囲及び極度額につき別紙4と同一内容の共同根抵当権の追加設定契約を締結した。

なお、当該追加設定契約に係る令和2年6月10日付の追加根抵当権設定契約証書には、既存の根抵当権の特定事項として、当該既存の根抵当権の設定の日付、管轄登記所、受付年月日及び受付番号の記載がされているが、甲土地の不動産番号、所在地番、地目及び地積の記載はされていない。

14 令和2年6月30日、司法書士法務律子は、Fから、次の(質問内容)記載の質問を受けるとともに、改めて別紙4の提示を受けた。

(質問内容)

- (1) 個人事業主であるDは、乙建物で行っている事業が順調なため、いわゆる法人成りを考えています。具体的には、Dのみが出資して当該事業を目的とする株式会社Gを設立し、その際、同社の唯一の取締役として、Dが就任します。
- (2) 他方、株式会社E銀行は、Dに対し、既に債権αを有しています。債権αは、Dが乙建物で行っている事業のために負担した貸金の債権であり、別紙4に基づく

根抵当権の被担保債権の一つです。

- (3) そこで、株式会社E銀行としては、株式会社Gの設立後、遅滞なく債権αに係る債務を株式会社Gに免責的に引き受けてもらって、以後は、当該債務を株式会社Gの事業に係る債務として取り扱い、同時に、新たにD本人を当該債務の連帯保証人にしたいと考えています。
- (4) (上記(3)に基づく根抵当権の債務者の変更の登記は、別途申請するものとして、法令上、Dが上記(3)の連帯保証人となることに先立ち、Dにおいて保証債務を履行する意思表示した公正証書を作成する義務はありますか。

【事実関係に関する補足】

- 1 別紙2の遺言書に係る遺言執行者は、選任されていない。
- 2 司法書士法務律子が令和元年11月29日に行った登記の申請は、同年12月10日に完了している。
- 3 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 4 【事実関係】は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務律子の説明内容は、全て適法である。
- 5 司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、権利部(甲区)に関する登記を申請し、その後に権利部(乙区)に関する登記を申請する。また、司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 6 本件の関係当事者間には、【事実関係】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は存在しない。
- 7 甲土地及び乙建物はいずれも千葉地方法務局の管轄に属している。また、司法書士法務律子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 8 令和元年11月29日及び令和2年6月10日現在の甲土地の課税標準の額は7654万3210円とする。また、令和2年6月10日現在の乙建物の課税標準の額は、890万1234円とする。

問1 (司法書士法務律子の説明)中、司法書士法務律子が下線部の見解を述べた理由を、本件の事実関係に即して、別紙答案用紙の第1欄に具体的に記載しなさい。

問2 司法書士法務律子が甲土地について令和元年11月29日に申請した所有権の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記載される事項及び当該記録される事項に含まれない申請人(以下「申請事項等」という。問4及び問5において同じ。)、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第2欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。

問3 司法書士法務律子が甲土地について令和元年11月29日に申請した所有権以外の権利の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称等並びに登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第3欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。

問4 司法書士法務律子が甲土地について令和2年6月10日に申請した権利の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第4欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。

問5 司法書士法務律子が乙建物について令和2年6月10日に申請した権利の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第5欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。

問6 【事実関係】の14にて、Fから受けた質問に対して、司法書士法務律子が回答した内容について、公正証書の作成義務の有無及びその理由を別紙答案用紙の第6欄に具体的に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

1 第36問答案用紙の第2欄、第4欄及び第5欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄並びに第3欄の申請人欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

(1) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「(被承継会社)」等の表示も記載する。

(2) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。

(3) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記の申請をする場合において、申請人が登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由を記載する。

適法 (4) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを登記情報の内容とすべきときは、「民法423条1項」の振り合いで、当該法令を記載する。

2 第36問答案用紙の第2欄から第5欄までの添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

(1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからニまで)を記載する。

(2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからニまで)を記載する。

(3) 後記【添付情報一覧】のアからニまでに掲げられた情報以外の情報(登記の申請に関する委任状等)は、記載することを要しない。

(4) 後記【添付情報一覧】のカからケまでに掲げられた登記識別情報を添付しなければならぬときは、その記号を記載する。

(5) 後記【添付情報一覧】のサからソまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。

(6) 後記【添付情報一覧】のテ又はトの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、テ又はトの括弧書きの「(何某のもの)」に当該情報の作成者の氏名又は名称を補い、「テ(株式会社いろは銀行のもの)」の要領で記載する。当該情報の作成者が会社法人等である場合は、当該情報に会社法人等番号の記載がされているものとする。

(7) 株式会社E銀行の会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続きをすることができる登記については、後記【添付情報一覧】ニに掲げられた情報を選択し、その記号(ニ)を記載する。

(8) 【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。

3 第36問答案用紙の第2欄から第5欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。

4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第2欄から第5欄までの登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。

5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、【事実関係】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。

6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。

7 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税額欄に登録免許税額(非課税である場合は、その旨)とともに記載する。

なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。

8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

【添付情報一覧】

- ア 検認済み証明書が一体化された遺言書(別紙2)
- イ 遺産分割協議書(別紙3)
- ウ 登記原因証明情報(【事実関係】9で関係当事者が記名押印したもの)
- エ 根抵当権設定契約証書(別紙4)
- オ 令和2年6月10日付の追加根抵当権設定契約証書(【事実関係】13のもの)
- カ 甲土地の甲区3番の登記識別情報
- キ 甲土地の所有権について令和元年11月29日付け申請により通知される登記識別情報
- ク 甲土地の所有権以外の権利について令和元年11月29日付け申請により通知される登記識別情報
- ケ 乙建物の所有権について令和2年6月10日付け申請により通知される登記識別情報
- コ 司法書士法務律子が作成した登記義務者に係る本人確認情報
- サ 令和元年11月29日発行のCの印鑑に関する証明書
- シ 令和2年6月10日発行のCの印鑑に関する証明書
- ス 令和元年11月29日発行のDの印鑑に関する証明書
- セ 令和2年6月10日発行のDの印鑑に関する証明書
- ソ 令和2年6月10日発行の株式会社E銀行の印鑑に関する証明書
- タ 令和元年11月29日発行のCの住民票の写し(本籍の記載あり)
- チ 令和元年11月29日発行のDの住民票の写し(本籍の記載あり)
- ツ 令和2年6月10日発行のDの戸籍の附票の写し(本籍, 【事実関係】11の住所移転の事実及び【事実関係】12の住居表示実施により住所が変更された事実が記載されたもの)
- ※ テ 登記原因につき第三者の許可, 同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
- ※ ト 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
- ナ 令和2年6月10日発行の甲土地の登記事項証明書
- ニ 株式会社E銀行の会社法人等番号

別紙1 甲土地の登記事項証明書(抜粋)

表題部(土地の表示)	調製	余白	不動産番号	【略】
地図番号	【略】	筆界特定	余白	
所在	千葉市若葉区若森町		余白	
① 地番	② 地目	③ 地積	原因及びその日付(登記の日付)	
1040番4	宅地	214.00	1040番1から分筆 (平成25年10月24日)	

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和42年9月9日 第8755号	原因 昭和22年9月5日相続 所有者 千葉市若森町1040番地 A 順位1番の登記を転写 平成25年10月16日受付 第69870号
2	所有権移転	平成25年11月15日 第82523号	原因 平成20年1月25日相続 所有者 千葉市若葉区若森町1040番地 B
3	所有権移転	令和1年9月24日 第67356号	原因 令和1年9月1日相続 共有者 千葉市若葉区東都賀二丁目3番7号 持分2分の1 C 千葉市緑区おゆみ野西一丁目5番地1 2分の1 D

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年11月11日  
千葉地方法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

②  
根設11/29設  
別4  
(株)E銀行

→ 根設  
別住移 別住実

①  
→ 番所更  
錯誤  
更正後  
所有者D  
↓  
3番住実  
25/25住移  
26/住実  
D

別紙2 遺言書

注：本遺言書は、以下の本文及び別紙の2葉で構成されており、その発見当時、当該2葉は、同一の封筒に入れられ封かんされていた。当該2葉中、文字のフォントの斜体部分は手書きであり、ゴシック部分は印字されたものである。また、印には適式な押印がされている。

遺言書

一 長男Cに、別紙目録1の不動産を相続させる。  
 二 次男Dに、別紙目録2の不動産を相続させる。

令和元年7月2日

B 印

別紙

目録

- 1 千葉市若葉区若森町 1040 番 1 宅地 300・00 m<sup>2</sup> の土地
- 2 千葉市若葉区若森町 1040 番 4 宅地 214・00 m<sup>2</sup> の土地

甲とち

D

B 印

別紙3 遺産分割協議書【別紙目録1及び同2は省略】

遺産分割協議書

令和元年9月1日Bの死亡により開始した相続に関し、相続人全員において次のとおり遺産分割の協議をした。

第1条 相続人C及び同Dは、千葉家庭裁判所(家)第7062号遺言検認事件に係るBの令和元年7月2日付け自筆証書遺言が有効であることを確認する。

第2条 相続人Cは、別紙目録1記載の預貯金を単独で取得する。

2 相続人Dは、別紙目録2記載の預貯金を単独で取得する。

【第3条以下は省略。なお、第3条以下において、別紙2の遺言書と異なる記載はされていない。】

この遺産分割の協議を証するためこの証書を作成し、各記名押印して各人1通を所持するものである。

令和元年11月17日

当欄には、関係当事者全員の住所及び氏名が記載され、押印がされているものとする。

別紙4 根抵当権設定契約証書

根抵当権設定契約証書

令和元年11月29日

千葉県千葉市中央区港一丁目1番1号  
株式会社E銀行 御中  
(取扱店 若森支店)

住 所 【略】  
根抵当権設定者  
兼 債 務 者 D

第1条(根抵当権の設定)  
根抵当権設定者は、その所有する後記物件の上に、次の要項によって根抵当権を設定いたしました。

1. 極度額 金 6000 万円
2. 被担保債権の範囲 (1) 銀行取引による一切の債権  
(2) 銀行が第三者から取得する手形上、小切手上的の債権  
(3) 銀行が第三者から取得する電子記録債権
3. 債務者 【住所省略】 D
4. 確定期日 定めない

【第2条以下は省略】

物件の表示

当欄には、甲土地が記載されているものとする。

別紙5 乙建物の全部事項証明書

表題部(主である建物の表示)	調製	余白	不動産番号	【略】
所在図番号	余白			
所 在	千葉県若葉区若森町 1040 番地 4		余白	
家屋番号	1040 番 4		余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅・店舗	木造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	1階 60 35 2階 55 15	令和2年5月13日新築 〔令和2年5月20日〕	
所 有 者	千葉県緑区おゆみ野西一丁目5番地1 D			

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に登録されている事項はない。

令和2年5月28日  
千葉地方法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

PG (ホ D)

其根設(2500) 26/10

第37問 司法書士法務太郎は、令和2年4月21日に事務所を訪れた株式会社ブルーライトの代表者から別紙1から別紙7までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙10のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、株式会社ブルーライトの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務太郎は、同年7月5日に事務所を訪れた株式会社ブルーライトの代表者から、別紙8及び別紙9の書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙11のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務太郎は、株式会社ブルーライトの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務太郎は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年4月22日及び同年7月6日にそれぞれ登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 令和2年4月22日に司法書士法務太郎が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額及びその内訳並びに添付書類の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 令和2年7月6日に司法書士法務太郎が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書類の名称及び通数を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 株式会社ブルーライトの代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第37問答案用紙の第3欄に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

1 登記申請書の添付書類については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。

- 2 登記申請書の添付書類については、他の書類を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 登記申請書の添付書類のうち、就任承諾を証する書類を記載する場合には、資格及び氏名を特定して記載すること。
- 4 登記申請書の添付書類のうち、種類株主総会議事録を記載する場合には、どの種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の議事録かが明らかになるように記載すること。
- 5 登記申請書の添付書類のうち、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書類(株主リスト)を記載する場合において、各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された総会ごとに1通を添付するものとする。
- 6 株式会社ブルーライトの定款には、別紙1から別紙11までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 7 別紙中、(省略)と記載されている部分には、有効な記載があるものとする。
- 8 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。
- 9 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 10 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 11 租税特別措置法等の特例法による登録免許税の減免規定の適用はないものとする。
- 12 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所には訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。
- 13 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。



非  
+ (15) C K F 5

別紙1

【令和2年4月10日現在の株式会社ブルーライトに係る登記記録の抜粋】

商号 株式会社ブルーライト

本店 東京都新宿区四谷橋八丁目8番8号

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成25年3月1日

- 目的 1. 家庭用電気製品・照明器具の製造及び販売
- 2. 家具の輸出入及び販売
- 3. 前各号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 8000株 → 27/5 7500株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 1800株

各種株式の数 普通株式 1600株 + 60株 24/20 → 27/5 1000株

甲種類株式 200株

資本金の額 金9000万円 役 / 24/8 + 900円 24/20 + 160円

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

普通株式 7500株

甲種類株式 500株

残余財産の分配については、甲種類株主は普通株主に先立ち甲種類株式1株当たり1000円の分配を受ける。

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

役員に関する事項 取締役 A 平成30年6月1日就任 → 27/5 2株

取締役 B 平成30年10月15日就任 → 27/5 2株

取締役 C 令和2年2月18日就任

取締役 D 平成31年2月26日重任 → 27/5 2株

東京都渋谷区西渋谷四丁目5番6号

代表取締役 D 平成31年2月26日重任

監査役 E 平成29年2月25日就任 24/5 2株 27/5 F株

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社 → 24/5 1株

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 平成28年12月1日群馬県前橋市乙町3番5号から本店移転

別紙2

【令和2年4月10日現在の株式会社ブルーライトの定款】

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ブルーライトと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 家庭用電気製品・照明器具の製造及び販売
- 2. 家具の輸出入及び販売
- 3. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、8000株とする。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第6条 当社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。

普通株式 7500株

甲種類株式 500株

残余財産の分配については、甲種類株主は普通株主に先立ち甲種類株式1株当たり1000円の分配を受ける。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。  
→ 取締役

(種類株主総会)

第13条 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した

当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

3 第11条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

### 第4章 取締役及び監査役

(取締役会設置会社)

第14条 当社には取締役会を置く。

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役の員数は7名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査役設置会社)

第18条 当社には監査役を置く。

(監査役の員数)

第19条 当社の監査役の員数は2名以内とする。

(監査役の選任)

第20条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第21条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役及び監査役の報酬等)

第22条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第23条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(法令の準拠)

第25条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙3

【令和2年2月18日開催の株式会社ブルーライトの定時株主総会における議事の概要】

第1号議案 計算書類承認の件

平成31年度(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)の計算書類の承認を求めたところ、満場一致をもって承認可決された。

第2号議案 取締役選任の件

取締役1名を選任することが諮られ、満場一致をもって次の者を選任した。

なお、取締役就任予定者として出席していた次の者は、席上その就任を承諾した。

東京都港区芝九丁目9番9号

取締役 C

29/1  
30/1 ~ 30/12/31  
31/1 ~ 31/12/31  
令2/1 ~

別紙4

【令和2年2月18日開催の株式会社ブルーライトの定時株主総会において承認された計算書類のうち貸借対照表の要旨】

貸借対照表の要旨(令和元年12月31日現在)

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	22,000,000
	固定資産	96,600,000
	合計	118,600,000
負債及び 純資産の部	流動負債	15,000,000
	株主資本	103,600,000
	資本金	90,000,000
	資本剰余金	4,000,000
	資本準備金	4,000,000
	利益剰余金	9,600,000
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	9,600,000 (950,000)
	合計	118,600,000

別紙5

【監査役Eの辞任届】

辞 任 届

私は、一身上の都合により貴社の監査役を令和2年4月1日付けで辞任いたしたくお届けいたします。

令和2年3月25日

住所 (省略)  
氏名 E 印

株式会社ブルーライト 御中

【令和2年4月10日開催の株式会社ブルーライトの臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 定款第14条削除の件

定款第14条を削除し取締役会を置く旨の定款の定めを廃止することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

第2号議案 定款第20条の2新設の件

定款第20条の2として次の規定を設けることが諮られ、株主X及びZは賛成し、株主W及びYは反対した。

(監査役の監査の範囲)

第20条の2 当会社の監査役の監査の範囲は会計に関するものに限定する。

第3号議案 募集株式の発行に関する件

下記要領にて募集株式を発行することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

記

- 1 募集株式の種類及び数 普通株式 70株
- 2 募集株式の発行方法 第三者割当とする
- 3 募集株式の払込金額 1株につき金6万円
- 4 現物出資をする者の氏名、財産の内容及び価額

氏名 X

財産の内容 X所有の自家用自動車1台

(車名・年式・車台番号・型式(省略))

価額 金60万円

- 5 募集株式と引換えにする金銭の払込期日又は現物出資財産の給付期日

令和2年4月20日

- 6 増加する資本金及び資本準備金の額

①増加する資本金の額 1株につき金3万円

②増加する資本準備金の額 1株につき金3万円

60×3  
180万

- 7 払込取扱金融機関

東京都港区港一丁目1番1号 株式会社港銀行本店営業部

第4号議案 募集株式の割当ての件

第3号議案で可決された「募集株式の発行に関する件」の割当事項を次のとおりとすることが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

- 1 募集株式の種類及び数 普通株式 70株
- 2 割当方法 第三者割当てとし発行する募集株式を次の者に与える。  
X 普通株式10株 Y 普通株式50株 Z 普通株式10株
- 3 条件 上記第三者から申込みがされることを条件とする。

第5号議案 剰余金の資本組入れの件

下記要領にてその他利益剰余金を資本に組み入れることが諮られ、株主Xは賛成し、株主W、Y及びZは反対した。

記

- 1 その他利益剰余金より資本に組み入れる額 900万円
- 2 上記資本組入れの効力発生日 令和2年4月18日

$$+ \frac{600}{800} \times \frac{2}{3} =$$

別紙7

【令和2年4月10日現在の株式会社ブルーライトの株主名簿の抜粋】

	氏名	株式の種類及び数	
1	W	甲種類株式	100株
2	X	普通株式	830株
3	Y	普通株式	470株
4	Z	普通株式	300株

株主の住所及び株式の取得年月日は省略。また、登録株式質権者は存在しない。

10  
50

100  
490  
300

890

100  
920  
300

1320

553 × 2  
1660 × 3

別紙8

【令和2年6月15日開催の株式会社ブルーライトの臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 株式併合の件

次の内容にて株式を併合することが諮られ、株主W、X及びZは賛成し、株主Yは反対した。

併合する株式の種類 甲種類株式

併合の割合 甲種類株式2株を1株に併合する。

効力発生日 令和2年7月5日

効力発生日における発行可能株式総数 7500株

第2号議案 定款第6条変更の件

令和2年7月5日を効力発生日として定款第6条を次のとおりに変更することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

(発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

第6条 当社の発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容は、次のとおりとする。

普通株式 7500株

甲種類株式 250株

残余財産の分配については、甲種類株主は普通株主に先立ち甲種類株式1株当たり5000円の分配を受ける。

第3号議案 定款第16条変更の件

定款第16条に次のとおり第2項を新設することが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

(取締役の選任及び代表取締役の選定)

第16条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社は、取締役の互選によって代表取締役を選定する。

第4号議案 定款第21条の2新設の件

定款第21条の2として次の規定を設けることが諮られ、満場一致をもって承認可決された。

(取締役及び監査役の責任の免除)

第21条の2 当社は、会社法第426条の規定により、取締役の過半数の同意をもって同法第423条の行為に関する取締役及び監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

NG

第5号議案 監査役選任の件

監査役を1名選任することが諮られ、満場一致をもって次のとおり選任された。

監査役 F

別紙9

【令和2年6月15日付け取締役の互選書の抜粋】

互選書

当社の取締役全員は、互選により満場一致をもって次の者を代表取締役に選定した。

なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

東京都港区芝九丁目9番9号

代表取締役 C

別紙 10

【司法書士法務太郎の聴取記録(令和2年4月21日)】

- 1 別紙1は、令和2年4月10日現在における株式会社ブルーライトの登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙2は、令和2年4月10日現在における株式会社ブルーライトの定款である。
- 3 株式会社ブルーライトの令和2年2月18日に開催された定時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙3に記載されているとおりである。
- 4 別紙4は、株式会社ブルーライトの令和2年2月18日に開催された定時株主総会において承認された計算書類のうち貸借対照表の要旨を記載したものであり、同年4月18日に至るまでその内容に変更はない。
- 5 別紙5は、令和2年3月25日に株式会社ブルーライトの代表者に対し提出された監査役Eの辞任届である。
- 6 株式会社ブルーライトの令和2年4月10日に開催された臨時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙6に記載されているとおりである。
- 7 別紙6に記載されている議案のうち、効力を生じさせるために種類株主総会の承認決議を要するものについては、令和2年4月10日開催の臨時株主総会終了後、同日に開催された種類株主総会において適法に承認決議がされた。
- 8 別紙7は、令和2年4月10日現在における株式会社ブルーライトの株主名簿を抜粋したものである。
- 9 X、Y及びZは別紙6の第3号議案に係る募集株式について適法に申込みをし、Xは令和2年4月18日に株式会社ブルーライトに対し現物出資の目的である財産の自家用自動車1台を現実に給付し、Yは同月20日にYの申し込んだ募集株式の払込金額の全額である300万円を所定の払込取扱金融機関に払い込んだが、Zは払込期日までに払込みをしなかった。

別紙 11

【司法書士法務太郎の聴取記録(令和2年7月5日)】

- 1 株式会社ブルーライトの令和2年6月15日に開催された臨時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は別紙8に記載されているとおりである。
- 2 別紙8に記載されている議案のうち、効力を生じさせるために種類株主総会の承認決議を要するものについては、令和2年6月15日開催の臨時株主総会終了後、同日に開催された種類株主総会において適法に承認決議がされた。
- 3 株式の併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項は、甲種類株主全員に対し適法に通知されている。
- 4 別紙9記載のとおり、令和2年6月15日開催の臨時株主総会終了後に取締役全員の互選により代表取締役Cが選定された。別紙9の互選書には取締役の全員につき市町村に登録された印鑑が押されている。



答案構成用紙

この用紙は、答案構成等にご自由にお使いください。

複写

まが 甲区

↓  
乙区

甲

765473210円

乙

89071234

4

35<sup>3</sup>604

万

$$[0807 \frac{7}{1000} \quad 7560]$$